

# 平成23年度東京都農業施策に関する建議

東京の農業は、それぞれの地域で環境に適応した特徴ある展開がはかられており、食料や緑の生産・供給をはじめ、防災や環境保全、教育、福祉、うるおいと安らぎの提供など地域にとってかけがえのない多面的な役割を果たしている。しかし、農業経営の継続や農地の保全にかかわる様々な課題によって東京の農地は減少を続けており、将来にわたるその維持が危ぶまれている。

一方、担い手については東京の認定農業者数は1,350経営体を超え、今後もさらに増加する見込みである。こうした積極的に農業経営の展開をはかろうとする多くの農業者の意欲に応えるため、各区市町村においても厳しい財政事情のなか支援策を確立しようと独自の努力を重ねている。しかし、一方で国の農業施策の多くにおいて、東京の大多数の農家はその枠の外に置かれたままである。

このため、魅力あふれる住みよい東京を実現するためには農業・農地を次世代に受け渡すための都独自の農業振興施策を構築することが求められている。よって、東京都におかれては平成23年度農業施策において下記事項を実現し、東京農業の新たな発展がはかれるよう、東京都農業会議第106回総会の総意をもって建議する。

## 記

### 1、東京の農業・農地の保全

#### (1) 農業・農地に対する独自の支援施策の創設

農業・農地が果たしている多面的な価値を客観的に評価し、農家の経営および農地の維持に対する直接的な支援制度を創設すること。

#### (2) 農地流動化の促進

農地流動化を促進するため、農地利用集積計画による利用権設定に対する支援を拡充すること。

#### (3) 遊休農地の発生を防止する取組への支援

遊休農地発生の防止や土ぼこり対策などのために取り組まれる小麦や大豆、菜花、飼料作物等の栽培に対する支援を確立すること。

#### (4) 防災に協力する農家への支援

地域の防災に協力する農家が持つ農業用施設・設備等が常時有効に活用できるよう、その維持や改善、点検等に対する支援制度を創設すること。

#### (5) プラムポックスウイルス緊急防除への対応

都内のウメに発生したプラムポックスウイルス（PPV）の緊急防除については、庭木等も含めた徹底した調査を行い確実に根絶すること。また、伐採処分が行われた後の農業生産の再構築に対し積極的な支援を行うこと。

## 2、東京農業の振興

### (1) 認定農業者に対する支援

地域農業を担う中核である認定農業者の農業経営改善をサポートする各種事業を拡充し、支援体制を強化すること。

### (2) 新規農業参入者に対する支援

新規に就農しようとする農外からの参入者への支援体制を整備するとともに、農業経営の確立に対する支援施策を確立すること。

### (3) 担い手を支援する体制の強化

担い手の育成や営農グループの支援に大きな役割を果たし、農業者から期待と信頼を寄せられている普及指導員を増員すること。また、時代に対応した新たな技術を創出するため試験研究の体制を充実させるとともに、その研究成果が農家の技術向上に結びつくよう各種組織との連携を強化すること。

### (4) 労働力確保体制の確立

農業者の高齢化等に伴う労働力不足への対策に加え、農業に関わりたいという市民からの要求に応えるため、ヘルパーやボランティア、農作業受託組織等と農業者を結ぶ拠点として専属的に対応する「農作業サポートセンター（仮称）」を設立すること。

### (5) 畜産経営に対する支援

都内産畜産物の消費拡大に取り組むとともに、牛乳や卵等が学校給食に採用されるための支援を行うこと。また、青梅の畜産センターに都内産畜産物のアンテナショップを設け、畜産振興と食育の拠点として整備すること。

### (6) 島しょ農業の振興

島しょ地域の重要な産業である農業を振興するため、各島の特色を踏まえ、担い手の確保や農産物の販売促進、出荷形態および流通方法の試験研究、コスト低減などに対し支援を拡充すること。

## 3、都民の期待に応え、共に育てる農業の推進

### (1) 安全・安心な食料の供給と環境保全型農業の推進

安全・安心な農産物を求める都民のニーズに応えるため、低農薬栽培や環境保全型農業を実践する農家に対し、必要な農業資材の導入等に対する支援を行うこと。あわせて農薬飛散防止に取り組む農家に対しては、その技術の導入や資材に対する支援を行うこと。

また、安全・安心かつ環境にも配慮して生産された農産物について、再生産が可能な価格が実現するよう、その努力を広く都民に知らせる啓発を行うこと。

### (2) 食農教育の推進と学校給食における地場産農産物利用の促進

都民の農業に対する理解を促進し健全な食生活を啓発するため、食と農の

教育に取り組む農家や自治体に対し必要な支援を行うこと。

また、学校給食における地場産農産物の利用を促進するため、農家から学校への食材の供給が円滑に行われるような体制の整備に対し支援を行うこと。

#### (3) 農地が無い地域における都内産農産物の販売促進

都内産農産物の販売を促進し、あわせて都民の農業に対する理解を広げるため、区部の農地が無い地域の消費者に対し、都内で生産された農産物を恒常的に供給する仕組みを創設すること。

### 4、有害鳥獣対策の強化

農業者の営農意欲を減退させ、耕作放棄地発生の一つの要因ともなっている有害鳥獣等への被害を防止するため、特に深刻な被害を与えている猿・鹿・猪等を対象とした防護設備への助成を大幅に拡充すること。

また、都市地域で深刻化しているカラス・ハクビシン・アライグマ・タヌキなどの有害鳥獣に対しても防護設備への助成を行うとともに、捕獲・駆除を強化すること。

### 5、山林・平地林保全対策の推進

水資源の涵養や大気の浄化を行うとともに都市住民に潤いと安らぎをもたらす山林および里山、平地林を対象に、実効性のある緑地保全対策を講ずること。

平成22年3月17日

第106回東京都農業会議通常総会